

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 7月 9日

宮崎地方裁判所民事部

裁判所書記官 佐藤実玖

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 7月 23日から 令和 8年 7月 30日まで
開札期日	日 時 令和 8年 8月 6日 午前 9時 30分 場 所 宮崎地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 8月 20日 午前 9時 50分 場 所 宮崎地方裁判所民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 8年 7月 9日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和7年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1, 2	4,755,000 3,804,000	一括	951,000	115,712	0
1	336,000				
2	4,419,000				
備考	上記売却基準価額は、執行裁判所が再売却にあたって、評価書の記載を参考にして変更したものである（民事執行規則30条の3第1項）。				

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|--------------------|--------------|
| 1 | 所 在 | 東諸県郡国富町大字森永字樋松迫 | |
| | 地 番 | 3 3 1 9 番 1 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 5 3 6 . 8 7 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 東諸県郡国富町大字森永字樋松迫 | 3 3 1 9 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 3 3 1 9 番 1 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 | |
| | 床 面 積 | 1 0 5 . 9 9 平方メートル | |

物 件 明 細 書

令和 8年 4月20日

宮崎地方裁判所民事部

裁判所書記官 佐藤実玖

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

隣地（地番3319番5）との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありません。また、記載されている事実や判断も要点のみの簡素なものですので、必ず、現況調査報告

書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。また、BIT（不動産競売物件情報サイト）の「お知らせ」ページからダウンロードが可能です。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東諸県郡国富町大字森永字樋松迫 |
| | 地 番 | 3 3 1 9 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 3 6 . 8 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東諸県郡国富町大字森永字樋松迫 3 3 1 9 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 3 3 1 9 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 1 0 5 . 9 9 平方メートル |

令和8年(ケ)第6号

令和8年3月13日受理

令和8年4月2日提出

現況調査報告書

宮崎地方裁判所

執行官 長 友善彦 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件目録

- | | | |
|---|------|------------------------|
| 1 | 所在地 | 東諸県郡国富町大字森永字樋松迫 |
| | 地番 | 3319番1 |
| | 地目 | 宅地 |
| | 地積 | 536.87平方メートル |
| 2 | 所在地 | 東諸県郡国富町大字森永字樋松迫3319番地1 |
| | 家屋番号 | 3319番1 |
| | 種類 | 居宅 |
| | 構造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床面積 | 105.99平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	住居表示未実施
土地	物件 1
現況地目	■宅地（物件 1） □公衆用道路（物件） □（物件）
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり □現況（概略）図のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本件土地に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	目的外土地 3 2 4 7 番は、建設省（現国土交通省）所有の公衆用道路である。
建物	物件 2
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物 □附属建物） □種類： □構造： □床面積：現況概測㎡
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類： 構造： 床面積：現況概測㎡
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本件建物を居宅（空き家）として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある { 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 0 年 0 月 0 日
土地建物の位置関係	■土地建物位置関係図のとおり □

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (近隣者)	<p>1 私は目的土地物件1の南東側隣接地である目的外土地3319番5の所有者です。</p> <p>2 目的外土地3319番5と目的土地物件1との間のブロック積みは、A(債務者兼所有者)が設置したのですが、目的土地物件1の北東角において、北東角の境界点である石杭より目的外土地3319番5側に設置されています(写真⑩)。</p> <p>3 目的土地物件1の水道の引き込み配管につき、A(債務者兼所有者)とは過去に親族関係にあったため、同引き込み配管は、私が目的外土地3319番5のために工事した引き込み配管を利用しています。 なお、水道本管は、目的土地物件1から南に約100m離れたところまでしかきていません。 今後は、何人たりとも私が目的外土地3319番5のために工事した引き込み配管を利用はさせません。</p>
■ A (債務者兼所有者)	<p>1 目的外土地3319番5と目的土地物件1との間のブロック積み及び目的土地物件1の水道の引き込み配管の件は、自分自身で見聞きしていないので詳細は分かりませんが、Bからその旨の話を聞いていますし、水道管利用料の請求も受けています。</p> <p>2 目的建物物件2は、令和6年11月ころから空き家です。</p> <p>3 目的建物物件2に雨漏りやシロアリの被害などの不具合はありません。</p> <p>4 目的外土地3319番5との境界を除き、隣接土地所有者との間で境界紛争等はありません。</p> <p>5 目的建物物件2に設置した太陽光発電装置の費用は約600万円で、目的建物物件2の新築(令和2年9月16日)と同時に設置しました。費用は、分割払いだったのでまだ完済はしていないと思います。所有権留保の有無等その他の詳細は分かりません。</p>
執行官の意見	
<p>1 目的土地物件1の境界は、南東側に隣接する目的外土地3319番5との境界を除き、接道及びブロック積み等で概ね確認できる。 目的土地物件1の北東角において、目的外土地3319番5と目的土地物件1との間のブロック積みは、境界点である石杭より目的外土地3319番5側に設置されている(写真⑩)。 なお、上記ブロック積みの南端(目的土地物件1の南端)付近には、境界点を表すものは存在しなかった(写真①)。</p> <p>2 目的土地物件1の水道の引き込み配管につき、近隣者Bの何人たりとも目的外土地3319番5のために工事した引き込み配管の利用はさせないとの主張がある。</p> <p>3 目的建物物件2は、内外に経年による汚損及び内壁の一部に落書き等が見られたほかは、特記するような不具合は確認できなかった。</p> <p>4 目的建物物件2に太陽光発電装置が設置してある。屋内(洗面所)に設置してある2台のパワーコンディショナには、「定格出力5.5kW」及び「定格出力4.0kW」と表示され、屋根には54枚のパネルが設置してある。その他の詳細は不明である。</p> <p>5 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況等から2枚目記載のとおり認めた。</p>	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の日時	調査の場所	調査の方法
<input checked="" type="checkbox"/> R8.3.13 (金) 15:55 ~ 16:05 (10)	宮崎/法務局	登記簿徴求 (底地調査を含む)
<input checked="" type="checkbox"/> R8.3.16 (月) 11:10 ~ 11:25 (15)	国富町役場	建物図面・固定資産効果証明書徴求
<input checked="" type="checkbox"/> R8.3.16 (月) 11:35 ~ 12:40 (65)	物件所在地	現場所確認, 不在通知書差置, 写真撮影, 近隣者Bから聴取
<input checked="" type="checkbox"/> R8.3.16 (月) 15:30 ~ 15:40 (10)	宮崎/法務局	公図徴求
<input checked="" type="checkbox"/> R8.3.17 (火) 9:05 ~ 9:15 (10)	電話聴取 (携帯)	A (債務者兼所有者) から聴取
<input checked="" type="checkbox"/> R8.3.25 (水) 13:30 ~ 14:20 (50)	物件所在地	立入調査 (評価人同行, A立会), 写真撮影
<input type="checkbox"/> ~ ()		
<input type="checkbox"/> ~ ()		
<input type="checkbox"/> ~ ()		
<input type="checkbox"/> ~ ()		
<input type="checkbox"/> ~ ()		
<input type="checkbox"/> ~ ()		

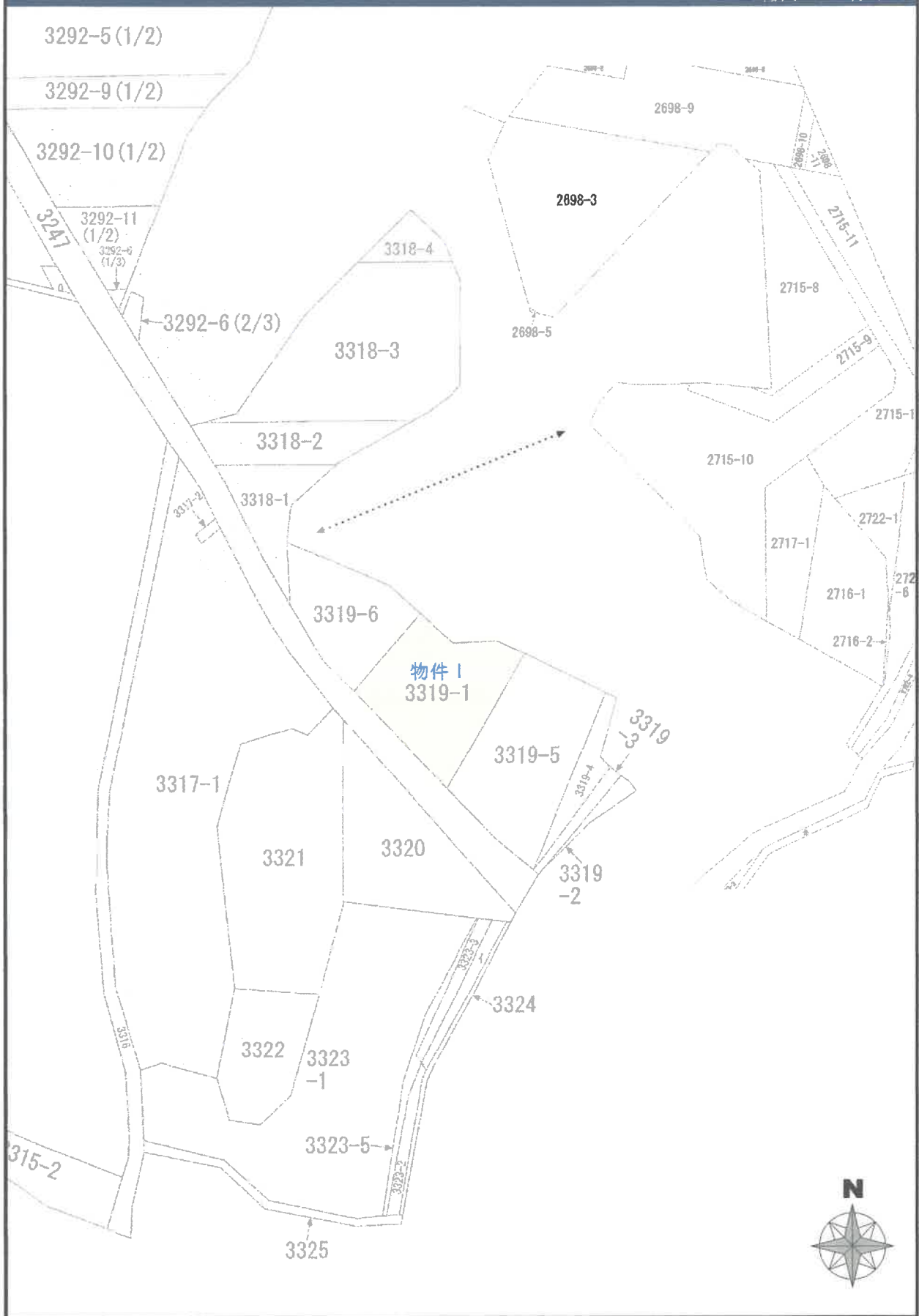
(調査時間合計) 160 分

* 下記の中で該当する項目の□にチェックをする

- a 立会人 _____ を立ち会わせて上, 解錠技術者 _____ に解錠させて立入調査した。
- b 物件所在地は不在で施錠されていることが予測されたので, 解錠技術者及び立会人を同行して臨場した。
- c 休日・夜間執行許可書の提示をした。
- d 立会人 _____ を立ち会わせて上, 立入調査した。
- e 立会人 _____ を立ち会わせて上, _____ に鍵を借り解錠して立入調査した。

公図写し

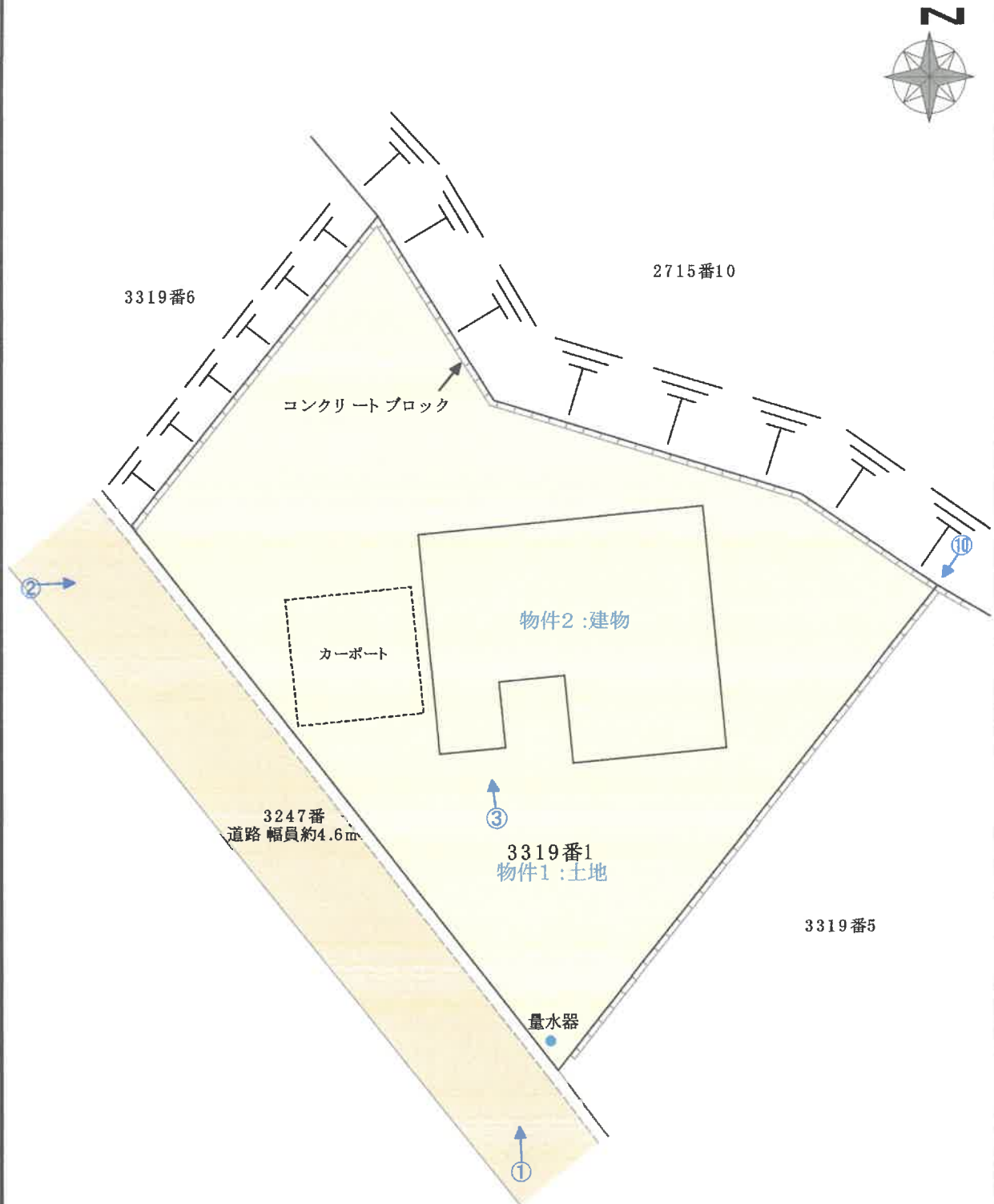
宮崎地方法務局本局
(縮尺1000分の1)



土地建物位置関係図

(縮尺250分の1)

写真撮影位置・方向○→



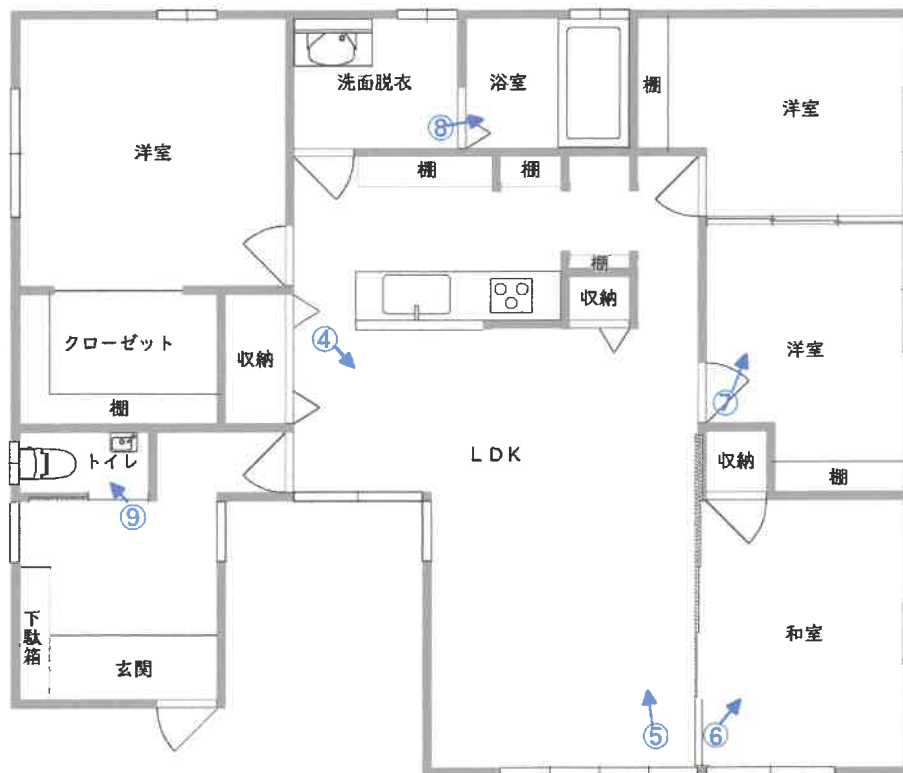
※土地建物位置関係図は、建物の配置及び利用状況を図示したものであり、境界を確定した図面ではないので注意を要する。

間取図

(縮尺100分の1)

写真撮影位置・方向○→

物件2：建物



目的建物物件 2

写真①



目的建物物件 2

写真②



写真③



写真④



写真⑤



写真⑥



写真⑦



写真⑧



写真⑨



写真⑩
※ 目的土地物
件 1 の北東角
付近の状況



目的外土地 3 3 1 9 - 5

石杭

副本

令和8年(ケ)第6号

令和8年 3月 25日 現地調査
令和8年 4月 1日 評価
現地調査担当執行官 長友善彦

宮崎地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

古清水賢一

第1 評価額

一 括 価 格	
金 6,793,000 円	
内 訳 価 格	
物件1	金 480,000 円
物件2	金 6,313,000 円

【付記事項】

- ① 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の割付と超過売却（民事執行法第73条）の判定を行うことの参考として、一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地の内訳価格は物件2建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件2の建物価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記簿記載と同じ

物件番号	所在等	登記簿	現況
1	所在地目地積	東諸県郡国富町大字森永字樋松迫 3319番1 宅地 536.87㎡	登記簿記載のとおり
2	所在家屋番号種類構造床面積	東諸県郡国富町大字森永字樋松迫3319番地1 3319番1 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 105.99㎡	登記簿記載のとおり
物件番号	特記事項		
1	<p>①前面道路には上水道の本管が敷設されておらず、隣接地所有者が、南西方約100m（直線距離）付近の市道に敷設された本管から目的外土地を經由し、自費により隣接地に引き込んだ給水管から、さらに分岐して使用している状況にある。このため、将来において既存の設備を継続して利用できるかは不明であるため、役所や関係者との協議を要する。</p> <p>②南東側に設置されたコンクリートブロックの一部については、隣接地（3319番5）へ越境している可能性が認められるため協議を要する。</p> <p>③物件1土地の北東側は高さ約3mの法地となっており、建物の建築等に当たっては、崖条例の規制を受ける可能性があるため、役所との協議を要する。</p>		
2	特になし		
住居表示		「住居表示未実施」	

第4 目的物件の位置・環境等

1-1 対象土地の概況及び利用状況等

目的物件	物件1	
位置・交通	国富町役場	5.3 km (道路距離)
	宮崎交通 森永 バス停	1.3 km (道路距離)
付近の状況	<p>近隣地域は、国富町役場の北西約4.2km(直線距離)付近に位置し、県道宮崎須木線北側背後の「森永」地区集落に所在する。当該地域は、集落の中心からややはずれた北端に位置し、戸建住宅を主体とする旧来からの農家集落であり、周辺には農地も多く残存している。地域に特段の変動要因は認められず、現状維持で推移するものと予測する。</p>	
主な公法上の規制等	都市計画区分	都市計画区域外
	その他の規制	農業振興地域内：農用地区域外(白地)
画地条件 (規模、形状等)	規模	536.87㎡ (登記地積)
	間口	約 28m
	奥行	約 21m
	形状	やや不整形地
	その他	特になし
接面道路	南西側で幅員約4.6m未舗装道路(町道認定なし)に等高に接面する。	
土地の利用状況	物件1土地は物件2建物の敷地として利用されている。	
隣地の状況等	(南西側)道路を介して住宅、(南東側)住宅、(北西側)空地、(北東側)空地	

1-2 対象土地の概況及び利用状況等

目的物件	物件1			
供給処理施設		前面道路(道路)の敷設	対象物件への接続	備考
	上水道	なし	あり	※特記事項①参照
	下水道	なし	なし	
	都市ガス	なし	なし	
災害等の危険性	津波ハザード	特になし		国土交通省 重ねるハザードマップ (評価時点)
	洪水ハザード	特になし		
	高潮ハザード	特になし		
	土砂災害警戒区域等	指定なし	宮崎県土砂災害警戒区域等マップ(評価時点)	
	その他	指定なし		
埋蔵文化財の有無及びその状態	国富町教育委員会での聴取によると、対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地区域内には所在していない。			
土壌汚染の有無及びその状態	住宅地図・登記簿による地歴調査及び聞き取り等の結果においては、汚染リスクの端緒は確認できない。			
境界等	<p>国土調査等の地積調査は行われていないものの、地積測量が行われており、地積測量図上では確認できる。</p> <p>現地においては、南西側道路との境界は、側溝により明確に区分されている。隣接地との境界については、コンクリートブロック及び石積み等が設置されており、一部に境界杭も確認される。しかしながら、南東側に設置されたコンクリートブロックの一部については、隣接地(3319番5)へ越境している可能性が認められるため協議を要する。</p>			
特記事項	<p>①前面道路には上水道の本管が敷設されておらず、隣接地所有者が、南西方約100m(直線距離)付近の市道に敷設された本管から目的外土地を經由し、自費により隣接地に引き込んだ給水管から、さらに分岐して使用している状況にある。このため、将来において既存の設備を継続して利用できるかは不明であるため、役所や関係者との協議を要する。</p> <p>②南東側に設置されたコンクリートブロックの一部については、隣接地(3319番5)へ越境している可能性が認められるため協議を要する。</p> <p>③物件1土地の北東側は高さ約3mの法地となっており、建物の建築等に当たっては、崖条例の規制を受ける可能性があるため、役所との協議を要する。</p>			

2-1 対象建物の概況及び利用状況等

目的物件	物件 2	
区分	主たる建物	
建築時期等 経済的残存耐用年数	建築年月日	令和2年9月16日 (新築) (登記記載)
	増改築等の有無	なし
	経過年数	約 6 年
	経済的残存耐用年数	約 19 年
仕様	構造	木造合板メッキ鋼板葺平家建
	外壁	サイディング等
	内壁	クロス貼等
	天井	クロス貼等
	床	フローリング、畳等
	設備	電気設備、給排水設備
	その他	オール電化、太陽光発電システム等
現況床面積	105.99㎡ (登記記載のとおり)	
現況用途等	現況用途	居宅
	間取り	4LDK (附属資料：間取図を参照)
品等	総合	普通
	使用資材	普通
	施工	普通
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり	
特記事項	<p>①築後約6年経過した建物である。外観上はシミ・汚れ等は若干見られるものの、物理的な損傷は認められない。内部においては、東側洋室の壁に落書き等が見られるが、それ以外はクロス及び床にはシミ・汚れ等は少なく、保守管理の状態は比較的良好で、きれいな状態に保たれている。天井に雨漏り跡は見受けられなかった。シロアリ被害等については確認できず詳細不明である。</p> <p>②太陽光発電システムが設置されたオール電化住宅であり、設置時期は令和2年9月頃(建物建築時)である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネル54枚 ・パワーコンディショナ2台(2020年製造、定格出力5.5kw及び4kw) <p>その他の契約内容等については詳細不明である。</p>	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件1の更地価格を算出し、これに必要な応じて建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	持分 エ	建付減価 補正率 オ	土地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ ≒ カ
1	3,100	0.98	536.87	100/100	1.00	1,631,000

(内訳)

ア	標準画地価格	適切な公示地等がないため世評価格、地元精通者の意見、その他の地価資料等を参考に上記のとおり価格を適切として求めた。
イ	個別格差の内訳	やや不整形地 △2% (格差率) 0.98
ウ	地積	登記記載のとおり
エ	持分	登記記載のとおり
オ	建付減価補正率	最有効使用との乖離の程度を考慮して査定。(格差率) 1.00

② 物件 2 (建物)

当該建物の再調達原価を現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って建物価格を判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率		建物の価格(円) ア×イ×ウ×エ × オ
			耐用年数法 ウ	観察減価 エ	
2	198,000	105.99	0.77	0.90	14,543,000

(内訳)

物件	ウ 耐用年数法 (定額法)				エ
	(A) 残価率	(B) 経済的残存 耐用年数	(C) 経過年数	(D) 現価率	観察減価
2	5 %	19年	6年	0.77	△10%

ア 再調達原価

再調達原価は、太陽光発電システム等の経済価値も考慮して査定。

ウ 耐用年数(定額法)

(D)現価率=1-(1-(A)残価率)×((C)経過年数÷((B)経済的残存耐用年数+(C)経過年数))

エ 観察減価

物理的・機能的・経済的減価要因を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に土地については敷地利用権価格を控除し、建物については敷地利用権価格を加算し、競売市場修正等を施して以下のとおり評価額を求めた。

① 敷地利用権価格

物件1の土地には、物件2の建物が存するため、土地利用権及びその効力の及ぶ範囲を次のとおり判定した。

物件 番号	建付地価格 (円) ア	敷地利用権割合 イ		効力の及ぶ範囲 ウ		敷地利用権価格 (円) ア×イ×ウ=エ
		率	利用権			
1	1,631,000	0.30	(物件2) 法定地上権	1.00	536.87㎡	489,000

ウ 効力の及ぶ範囲：土地建物の配置等から上記のとおり判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア(1①オ+1②オ)	敷地利用権価格の 控除及び加算(円) イ(2①エ)	持分 ウ	占有 減価修正 エ	市場性 修正率 オ	競売市場 修正率 カ	評価額 (円) ア×イ×ウ×エ×オ×カ
1	1,631,000	- 489,000	1/1	1.00	0.70	0.60	480,000
2	14,543,000	+ 489,000	1/1	1.00	0.70	0.60	6,313,000
一 括 価 格 (合 計)							6,793,000

ウ	持 分	登記記載のとおり
エ	占有減価修正	修正の必要なし
オ	市場性修正率	①郊外集落に所在すること、②前面道路には水道本管が敷設されておらず、隣接地所有者が引き込んだ給水管に接続し、給水を受けている状況であること、③南東側のコンクリートブロックが目的外土地(3319番5)に越境している可能性があること等から、需要者は限定される。
カ	競売市場修正率	競売市場の特殊性をもとに物件の種別、規模及び売却先例等を勘案して認定

第6 参考価格資料

1 固定資産税評価額

年 度	令和7年度	備 考
物件1 土地	949,186 円	
物件2 建物	8,265,199 円	

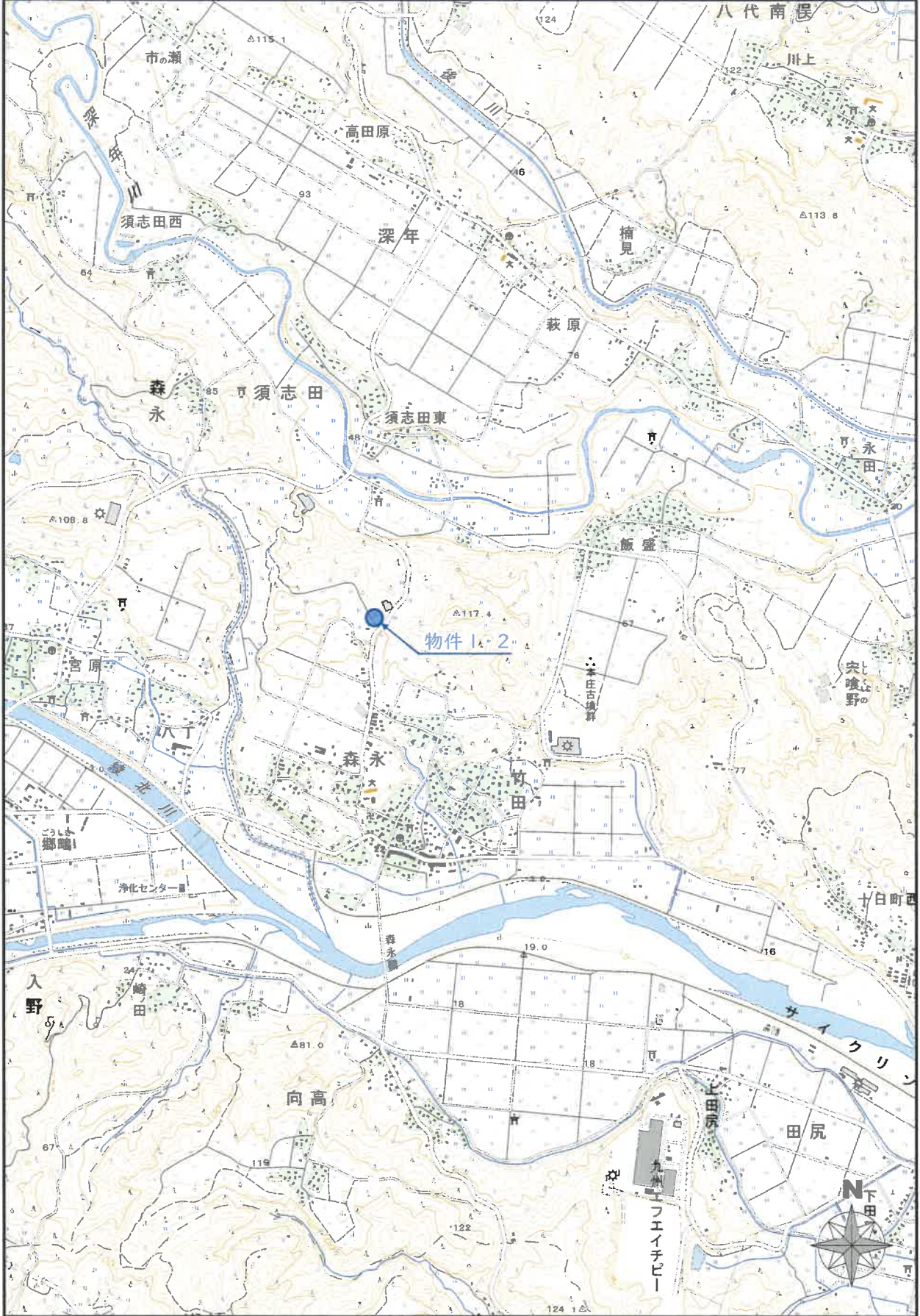
第7 附属資料の表示

位置図	1葉
公図写し	1葉
地積測量図写し	1葉
土地建物位置関係図	1葉
間取図	1葉
現況写真	1葉

以 上

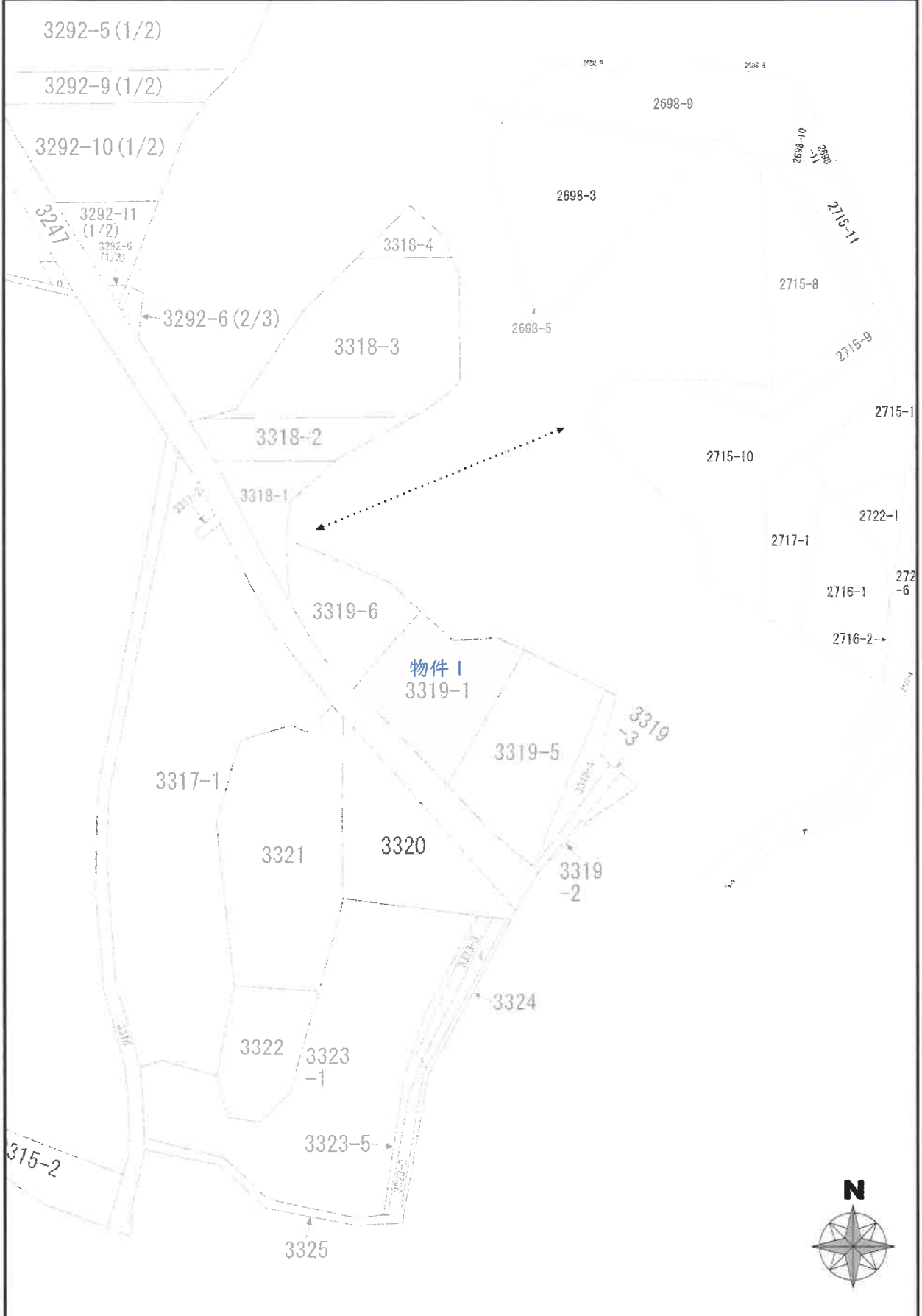
位置図

国土地理院地図
(縮尺 25,000分の1)



公図写し

宮崎地方法務局本局
(縮尺 1,000分の1)



地積測量図

宮崎地方法務局本局
(縮尺 500分の1)



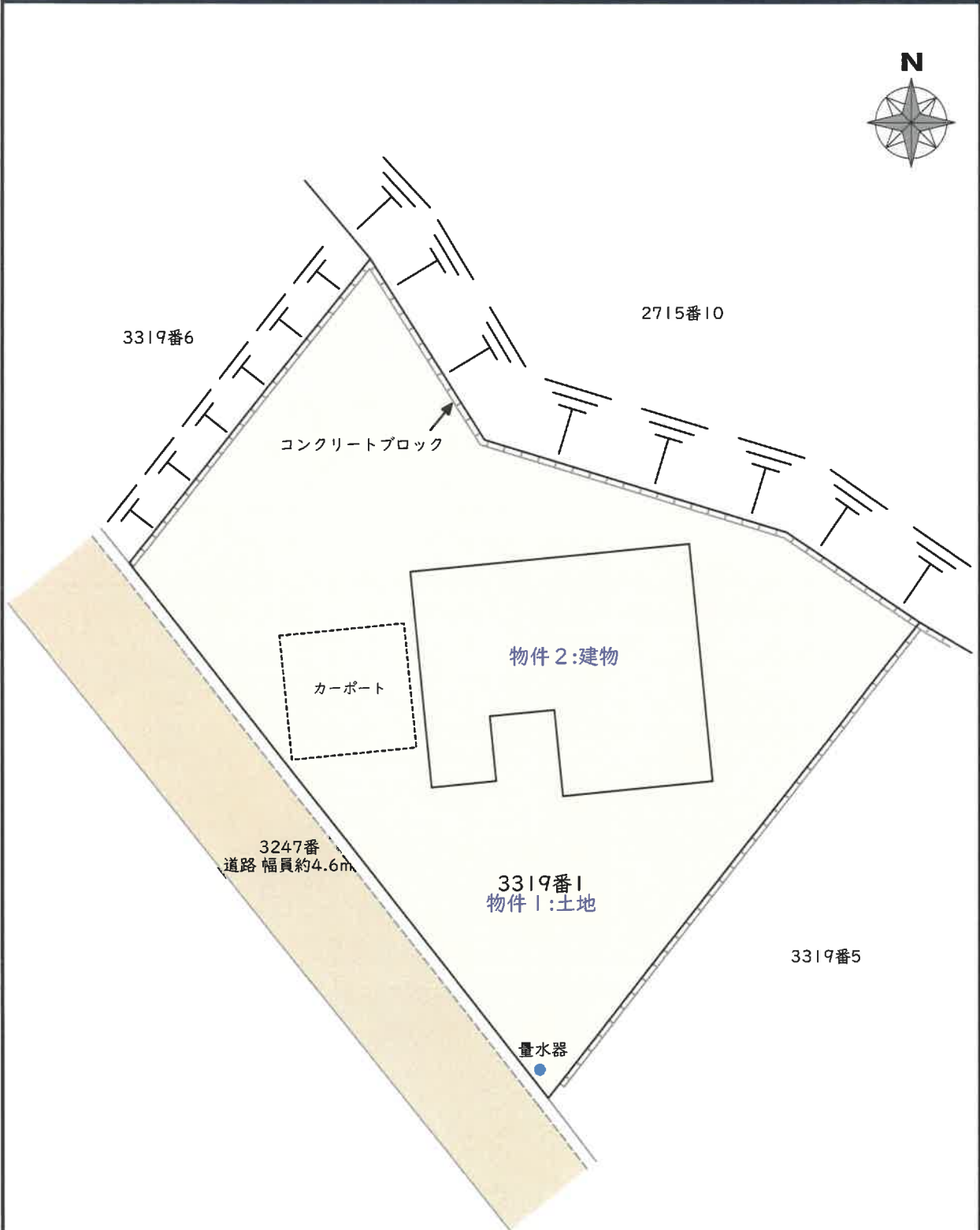
正 準 測 量 表

測 点	X	Y	方位角 (度)	距離 (m)
BK1	117985.920	22821.219	130.134	12.85
P1	118021.131	22772.766	230.441	9.82
P2	118072.606	22802.708	94.169	10.22
P3	118042.872	22846.833	139.188	8.35
P4	118068.422	22818.202	297.993	10.24
P5	118012.739	22861.121	235.131	6.77
BK2	118072.606	22802.708	268.123	25.32
		面 積	4076.74695	
		平 方	816.372325	
		尺 単	258.17	㎡
		換 算	402.10	



土地建物位置関係図

(縮尺250分の1)



※土地建物位置関係図は、建物の配置及び利用状況を図示したものであり、境界を確定した図面ではないので注意を要する。

間取図

(縮尺 100分の1)

物件 2 : 建物



現況写真

写真 1

(南方より)



写真 2

(北西方より)

